

2024年4月1日～

保育園のしおり

重要事項説明書



学校法人 武庫川学院

武庫川女子大学附属保育園

1. 事業者

事業者の名称	学校法人 武庫川学院
代表者名	大河原 量
事業者の所在地	西宮市池開町6番46号

2. 保育園の概要

名称	武庫川女子大学附属保育園
所在地	西宮市鳴尾町4丁目14番29号
電話番号	0798-44-3025
事業認可年月日	平成22年4月1日
施設長名	園長 登佐 直美
沿革	平成22年4月 武庫川女子大学附属保育園として開園（定員90名）

3. 施設の概要

敷地面積	2,274.45 m ²
建物	鉄筋コンクリート造、3階建
施設の内容	保育室3、調乳室1、遊戯室1、多目的室1、調理室1、相談室1、事務室1 一時保育室1、乳幼児便所3、他研修室、実習生控室、倉庫など

4. 保育園の方針

【保育理念】

豊かな発達を支援

武庫川学院の立学の精神に示された「知性・情操・徳性」を育むために、子ども一人ひとりを大切にしたい保育を実践し、豊かな発達を支援します。

保護者と共に

保護者が子育ての楽しさと豊かさを感じながら生活することができるように、ともに子どもの発達を支えていきます。

より良い保育と子育て支援を目指して

地域の保育ニーズと保育の課題を踏まえ、武庫川女子大学と連携して、より良い保育と子育て支援を実践していきます。

【保育方針】

○個性の尊重

子ども一人ひとりの人権、人間としての尊厳を大切に、一人の独立した人格としてその個性を尊重する保育をします。

○家庭的な環境

子どもが安心して元気に生活できる家庭的な環境を作り、集団の中で人との信頼関係を築いていける保育をします。

○主体性の尊重

子どもが主体的に生活し遊ぶことを大切に、保育者はチームを組んで保育を進めていきます。

○保護者との連携

保護者の意向を尊重し、保護者との意思疎通を十分に図るとともに、透明性の高い保育園運営を心がけます。

○専門性と倫理観

保育に関わる専門的な知識、技術の習得に努め質の高い保育を実現するとともに、職員の職業倫理の徹底を図ります。

○地域の子育て拠点

地域に開かれた保育園として、共に子育てを考えながら、親としての成長を支援することに努めます。

【保育目標】

○心も体も健康な子ども

○思いやりを持って助け合う子ども

○感性豊かで、生命を大切にする子ども

○工夫して遊ぶ創造的な子ども

○自分の思いや考えを言葉で表現する子ども

5. 定員及び児童数（令和6年4月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	9	15	15	17	17	17	90
児童数	8	15	15	20	20	20	98

6. 職員体制

園長	1人
主任	1人
副主任	1人
保育士	28人（常勤17人、非常勤11人）
栄養士	1人
調理員	2人（常勤1人、非常勤1人）
看護師	1人（非常勤）
事務員	2人（常勤1人、非常勤1人）
嘱託医師	4人

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、員数は入園児童数により変動することがあります

7. 提供する保育サービス

サービス名	内 容
延長保育	午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分まで 申請により 30 分または 1 時間で月毎または日毎の利用ができます
障がい児保育	入園時に市で面接を行い、集団保育が可能なおおむね 3 歳以上の児童が対象
産休明け保育	産後 5 7 日以降より実施
一時預かり保育	年間登録後、事前の予約が必要です 利用日： 火曜日を除く平日 時 間： 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
地域子育て支援事業	園庭開放、体験保育 等

8. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、 1 月 1 日から 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日
開園時間	午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
保育標準時間認定にか かる保育時間	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで（うち <u>保育が必要と認められる時間</u> ）
保育短時間認定にか かる保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（うち <u>保育が必要と認められる時間</u> ）
延長保育時間	午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

（※）決められた認定区分の中で保護者の勤務等の状況に合わせて保育時間を決定いたします

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。
利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月 20 日（休園日の場合は直前の開園日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

※自然災害時の対応について

○「大雨・暴風警報」など、通常の気象警報が発令された場合

- ・保育を実施しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、お仕事がお休みの方や在宅が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
- ・状況によってはお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいください。
- ・公共交通機関や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。また、ライフラインが停止するなど、保育に支障をきたす場合は休園とします。

○休園やお迎えのお願いについては、「コドモン」からの配信からのメール配信や園内掲示板にてお知らせします。

9. 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておい

てください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

- 午前7時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休園」とします。
また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休園」とします。
- 午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が該当地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。
- 午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が該当地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いします。



西宮市防災ポータル HP

- ・避難所へ避難している場合は、「コドモン」からの配信や園内掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。（11ページ参照）

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど適切な行動をとってください。

10. 利用者負担

（1）保育にかかる利用者負担金

西宮市が定める利用料となります。（「3歳児クラス以上」及び「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退園の場合

- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

(2) 延長保育に係る利用者負担金 (※)

項 目	金 額
延長保育に係る時間外保育料	午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで 6 時 30 分まで 月額 2,000 円 7 時 00 分まで 月額 4,000 円
スポット延長に係る時間外保育料 (保育標準時間)	未登録者緊急利用 30 分以内 1 回 300 円 1 時間以内 1 回 500 円
スポット延長に係る時間外保育料 (保育短時間)	認定時間を超える時間帯の利用により 未登録者緊急利用と同等の利用料が必要となります。

(※) 市民税の非課税世帯(ひとり親世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、免除とします。

(3) 上乗せ・実費相当徴収分

項番	項 目	金 額
①	3 歳児クラス以上児に係る主食費	月額 2,000 円
②	3 歳児クラス以上児に係る副食費	月額 4,500 円
③	日本スポーツ振興センター共済掛金	年額 240 円
④	カラー帽子(2 歳児クラス以上) 必須	1,020 円
⑤	通園リュック (3 歳児クラス以上) 任意 卒園児使用済のリユース有	6,880 円

①・②同一月中において給食の利用が 1 日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

①・②災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。

②市民税所得割合算額が 57,700 円未満の世帯や、所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第 3 子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。

③生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

(4) 一時預かり事業にかかる利用者負担

項目	金額
一時預かり事業利用者負担金	登録料 1,000 円
	利用料 3 歳未満
	4 時間以内 2,500 円
	6 時間以内 3,800 円
	8 時間以内 5,000 円
	3 歳以上
	4 時間以内 2,000 円
	6 時間以内 3,000 円
	8 時間以内 4,000 円
	延長料 30 分以内 300 円

1 1. 保育園の一日

時間帯	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児以上
7:00	随時登園	随時登園	随時登園
9:00	好きな遊び ミルク 必要にあわせて午前睡 遊び	好きな遊び 牛乳 遊び（室内外）	持ち物の整理 好きな遊び 水分補給 遊び（室内外）
11:00	離乳食 順次昼寝	順次食事 昼寝	クラスの活動
12:00			食事
13:00			昼寝（5 歳児は遊び）
15:00	離乳食又はおやつ 遊び	おやつ 遊び	おやつ 遊び
16:30	随時降園	随時降園	随時降園
18:00	延長保育	延長保育	延長保育
19:00			

1 2. 保育園の年間行事

行事計画		保健衛生計画
4 月	入園式、お弁当日 (3・4・5 歳児)、クラス懇談会	身体計測（毎月・全児） 月例健診（0・1 歳児） 内科検診（2～5 歳児） 聴力検査（4・5 歳児） 歯磨き指導（6 月頃） 各科健診（6～12 月頃） （眼科・耳鼻科・歯科） 視力検査（3～5 歳児・10 月頃） 尿検査（3 歳児以上・11 月） 砂場回虫卵検査 砂場熱処理（年 1 回）
5 月	子どもの日の集い (3・4・5 歳児)、 一日保育士体験 (0・1・2 歳児)	
6 月	保育参加参観、地域合同防災訓練、 一日保育士体験 (0・1・2 歳児)	
7 月	七夕まつり（地域交流）、プールびらき お泊まり保育 (5 歳児)	
8 月	サマーコンサート（地域交流）	
9 月	保育参加 (0・1・2 歳児)	
10 月	バス遠足 (3・4・5 歳児)、お弁当日 (3・4・5 歳児)、 保育参加 (0・1・2 歳児)	
11 月	らびっこ大会（3・4・5 歳児運動会）、クッキング保育、 クラルテ人形劇	
12 月	クリスマス会	
1 月	お正月遊び（地域交流）、保育参加参観・懇談会	
2 月	節分、保育参加参観・懇談会	
3 月	ひなまつり、お弁当日 (3・4・5 歳児)、卒園式、 移動動物園、お別れ会	
随時	誕生日会は該当児のお誕生日にクラス毎に行います	

13. 給食について

保育園の子どもたちの生活状況、栄養状況を把握・評価し、栄養士が「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。子どもたちの健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標にして食事を作ります。

◎旬の食材や地場産物を取り入れながら、献立を通し「おいしく、たのしく食べる」習慣を身につける。

◎栄養バランスのとれた献立にして薄味を心がけ、食材そのものの味を知る。

給食の方針	「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。
給食の提供について	保育の提供をする日は、給食の提供を行いますが、3・4・5 歳児は行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
食物アレルギー等への対応	医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

【保育園の給食】

離乳食は、お子様の発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら、進めていきます。

	食種	内容	献立表	目安のクラス
離乳食	離乳初期	午前中に1回の食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳初期	0 歳児クラス ↓ 1, 2 歳児クラス ↓ 3~5 歳児クラス
	離乳中期		離乳中期	
	離乳後期	午前・午後に各1回食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳後期	
	離乳完了期(移行期)		未満児	
幼児食	1~2 歳児食	満1歳を迎えてから未満児の献立に移行します。離乳完了期の食事は、子どもの状況に応じて形状等に配慮します。		
	3~5 歳児食	昼食とおやつ 牛乳：1日150ml(午後に150ml)	3歳以上児	

毎月、事前に献立表を配布します。子どもたちの1日の食事内容を考える際、保育園の給食(昼食とおやつ)の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登園させてください。

1 4. 健康について

- ・登園時には、感染症予防のため、子どもと一緒に手洗いをお願いします。また、お迎えの時は手洗い、もしくは手指消毒にご協力をお願いします。尚、子どもの手指消毒を行う場合は保護者の方の見守りの元で十分に注意して行ってください。
- ・予防接種は子どもたちの間に伝染する病気を予防するため、また、かかっても軽くすむように受けることが大切です。受けられたら保育園にも連絡してください。

(1) 登園時の健康観察について

- ・登園時に、子どもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子どもの健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子どものケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

(2) 病気や体調を崩したとき

- ・病気や体調を崩したときには、子ども自身の療養に努め、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気や怪我などで、保育園をお休みされる場合は症状や受診の有無と受診結果を必ずお知らせください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登園してください。

(3) くすりについて

- ・保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。
- ・保育園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬 【 アイリス CL1 ネオ 】

歯の保存液 【 ティースキーパーネオ 】

軟膏 【 白色ワセリン ムヒベビー 】

アルコール消毒薬

(4) 保育園での病気及び事故について

- ・保育中に発熱（38℃前後）、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。
- ・熱がなくても子どもの症状（嘔吐、下痢など）によって、ご連絡させていただく場合があります。ご協力とご理解をお願いします。
- ・ケガの為に医師の診断や処置が必要な場合は保護者様に連絡し、受診についてご相談させていただきます。

(5) 感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・感染症にかかった時は【登園可能証明書、登園届が必要な感染症一覧】を参考（最終ページ

参照)にしてください。集団生活可能な状態に回復し登園する際には【登園可能証明書・登園届】を提出してください。(用紙は保育園にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。)

- ・ 適宜、感染症に関するお知らせをお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・ 原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の子どもの衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰っていただきます。消毒後、洗濯してご返却いただきますようお願いいたします。
- ・ 水いぼ、とびひについては、登園可能証明書・登園届は原則必要ありませんが、集団生活が可能か、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・ アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ① あおむけに寝かせる
- ② できるだけ母乳で育てる
- ③ たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・ 子どもの顔が見えるあお向け寝にする。
- ・ 午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・ やわらかい布団は使用しない。
- ・ ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは子どもの傍に置かない。
- ・ 0・1歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・ 乳幼児体動モニターは満6か月を迎える月末まで使用する。
- ・ AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的に実施する。

(7) 災害共済給付制度について

子どもたちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

(要保護児童(生活保護世帯)については保護者負担額が0円となります。)

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

15. 地域との交流・子育て支援事業

○子どもたちがいろいろな人との関わりをもつことを大事にしています。

- ・地域の高齢者との交流を年間を通して計画的に実施しています。
- ・鳴尾小学校や地域の幼稚園との交流を行っています。

○地域の在宅家庭の子育て支援をしています。

- ・園庭開放を実施しています。 毎週火曜日 午前9時30分～午後1時30分
- ・体験保育を実施しています。 毎月第3火曜日 午前9時30分～午前11時00分
- ・子育て相談をしています（随時）

○トライやるウィークの受入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』『中学生をはじめ地域の人々に保育園や子どもへの理解を得る』とし、鳴尾中学校・学文中学校の2年生の生徒を保育園で受け入れます。

16. 武庫川女子大学等との連携

武庫川女子大学、同短期大学部と連携し、次世代の育成に協力します。

- ・学生の実習受け入れ
- ・ボランティアの受け入れ
- ・卒業論文、研究等の協力

武庫川女子大学等と連携し、学生・生徒・園児との交流を行います。

- ・附属中高、附属幼稚園との交流による各種行事の実施並びに参加
- ・高校生体験実習の受け入れ

17. 緊急時等の対応方法

入園児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医もしくはかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、当保育園が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対応を行いますので、ご理解をお願いします。

【嘱託医師】

内科	てらだ小児科	小松北町1丁目1-27	41-8115
耳鼻咽喉科	明和病院	上鳴尾町4番31号	47-1767
眼科			
歯科			

【主に利用している医療機関】

内科・各科	明和病院	上鳴尾町4番31号	47-1767
-------	------	-----------	---------

18. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及びその他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月1回以上避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、様々な時間帯を設定しています。また、鳴尾消防署と連携を取り消防訓練も実施しております。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、基本は保育園の3階で待機することとしていますが、園外に避難する場合は以下を避難場所としています。

第一避難場所：西宮市立鳴尾小学校（西宮市鳴尾町5丁目4-6）

第二避難場所：西宮市立西宮東高等学校（西宮市古川町1-12）

・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警と連絡がとれます。

○入退館システムの設置

送迎時はテンキーによる登録ナンバーの打ち込みで、自動ドアが開きます。安全確保の為、日常送迎の方以外に登録ナンバーを知らせない様にして下さい。（ナンバーは定期的に変更します。）

テンキーや自動ドアのボタンなどは、子どもにさわらせないように保護者の方からも声かけをお願いします。必ず保護者の方と一緒に出入りして下さい。

日中は外門を閉めていますので、インターホンでお知らせ下さい。確認の上解錠します。

○防犯カメラの設置

24時間体制で施設周りに防犯カメラを設置しています。

○安全計画について

保育園では「安全計画」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

19. コドモン

「コドモン」とは、連絡表や登降園管理、園からのお知らせ、その他の情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

下記の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いいたします。登録方法の詳細につきましては、別紙「新規登録の流れ」をご参照ください。なお、仮会員登録していただいた後、保育園で承認作業を行いますので、承認まで数日程度かかる場合がございます。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※保育士が配信するもの

- ① 0・1・2 歳児の連絡帳
- ② お知らせ一斉配信
- ③ 給食のサンプル掲示
- ④ その他

※保護者の方に入力していただくもの

- ① 登降園時間を携帯電話の QR コードで打刻
- ② お迎え時間の変更、欠席や遅刻の連絡
- ③ 連絡帳
- ④ その他

20. 個人情報保護

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。園児の登降園記録や連絡帳、お知らせ配信、保育の記録と計画、園児台帳等の管理のため、インターネット上のシステム「コドモン」を使用します。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

保護者の方からの、住所・電話番号などの問い合わせにはお答えすることができませんのでご了承ください。

尚、大学の研究協力のため、測定したデータや写真等の提供を行うことがあります。提供したデータを学会の報告などで使用することもあります。個人が特定できるような形での提供は行いませんのでご協力をお願いいたします。

21. 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

22. 他園や小学校との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

また、就学に際しては子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を保育園から就学先の小学校へ送付します。

23. 写真・ビデオ等の取扱いについて

保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましては行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

保育参加・参観については、子どもの保育園での様子を知っていただくと共に、保護者の方々に子どもと一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・ビデオ等についてはご遠慮いただいています。らびっこ大会（3・4・5歳児 運動会）、卒園式（5歳児）など保護者参加の行事で保育園が認めた場合は、行事の雰囲気や進行に支障のない範囲で撮影していただいています。

保護者の皆様におかれましては、保育園で撮影した写真やビデオ等はご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他の子どもの個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

また、保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは保育園で購入された写真等の紛失については、保育園は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

24. 児童虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

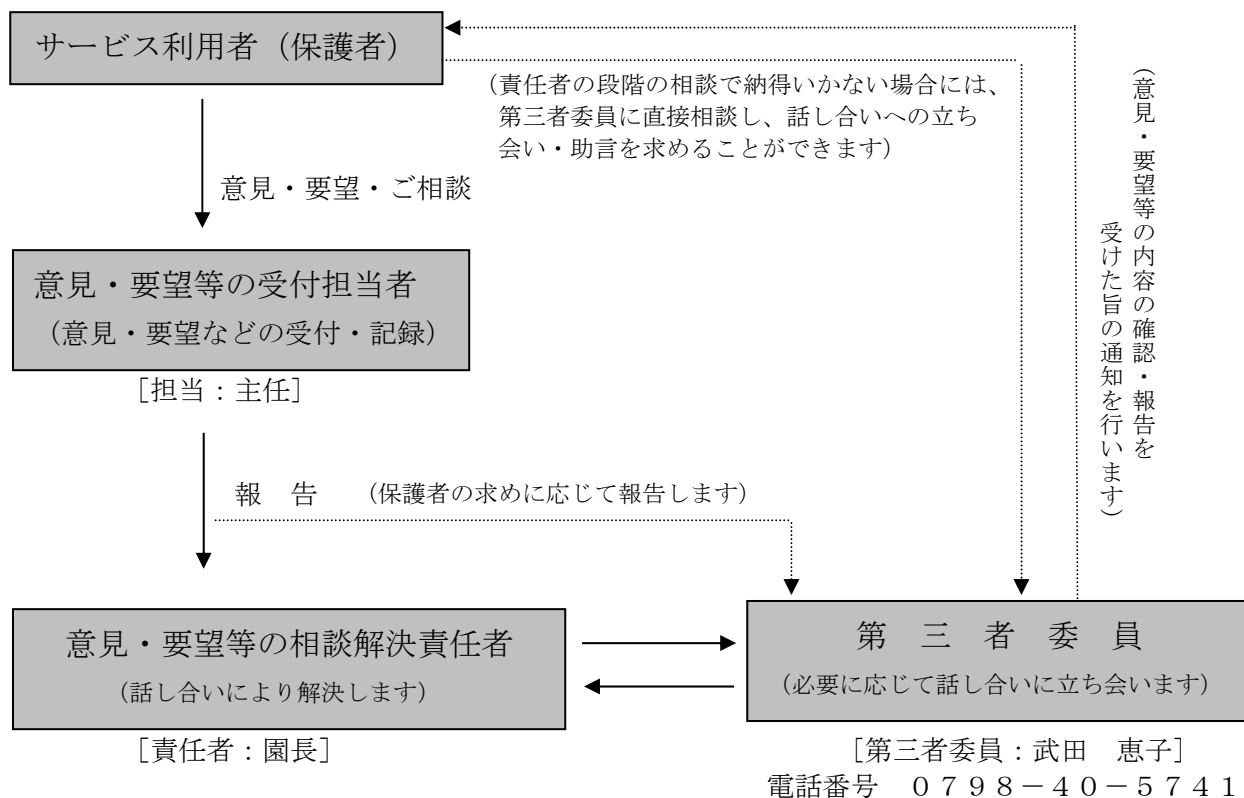
- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは保育園ではありません）。市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- ・当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

25. 苦情解決システムについて

武庫川女子大学附属保育園では、「ご意見、ご要望の申し出窓口」を設置しています。お気づきのこと、改善して欲しいことなどございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

ご意見をいただくときは職員の誰でも賜りますが、制度として担当者と責任者を設けていますのでお声かけください。また、担当者と責任者でも納得のいかない方は、外部の窓口として「第三者委員」（地域の主任児童委員等）を設置していますのでご相談ください。

ご意見・ご要望・苦情解決のための仕組みについて



- ※ 相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。
- ※ 以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、兵庫県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会（電話078-242-6868）に申し立てることもできます。
- ※ 保育園にも「ご意見ボックス」を設置しています。ご利用ください。

26. 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	災害共済・全私保連はいくのほけん
損害保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
給付内容	医療費、障害・死亡見舞金

27. おねがい

- * 各家庭の状況に合わせて一人ひとり保育時間が違っていています。決められた保育時間内の送迎をお願いします。登園が遅くなるときや、休まれるときは午前8時30分から9時30分までに、またお迎えの時間が変わるときには、必ず連絡してください。お仕事がお休みに保育を受けられる場合は、原則時間（午前8時30分～午後4時30分）内のお預かりとなります。

《送り迎えについて》

- ・送り迎えは原則として保護者の方でお願いします。あらかじめお聞きしている方以外の方がお迎えに来られるときは、必ず連絡してください。
 - ・保育園の駐車場は業者用となっております。家庭状況等でやむを得ない場合のみ駐車許可証を発行しておりますが、駐車台数には限りがありますので、できる限り徒歩又は自転車での送迎をお願いいたします。また、周辺道路への駐車は固くお断りいたします。ご理解とご協力をお願いいたします。
 - ・ベビーカーは保育園でお預かりいたします。折りたたんで指定の場所に置いてください。破損や汚れなどの責任は負いかねますので、ご了承ください。
 - ・自転車で登園の方は、駐輪場をご利用ください。自転車の出入りは通用門からのみでお願いします。時間帯によって混み合うことや、雨天では滑ることもあります。通用門を通る時には保護者の方は自転車から降りて、気をつけてお通り下さい。
 - ・駐輪場は話し声や子どもの泣き声をご近所に響きます。保護者同士の挨拶や会話は声の大きさに配慮していただき、速やかにご退出いただきますよう、ご協力をお願いします。
 - ・正門（入り口正面）は午前9時30分以降は危機管理のため、閉めていますので通用門の方におまわりください。通用門（自転車置き場入り口）はオートロック（自動施錠）になっていますのでインターホンを押してください。
 - ・降園時間は午後7時を超えないようにお願いします。
- * 毎月、保育園だよりを配布します。行事や子どもの様子などをお知らせしますので、必ず目を通してください。
 - * 0.1.2歳児クラスは毎日の子どもの様子について「コドモン」の個人連絡帳でお知らせします。ご家庭での様子（食事内容や睡眠時間、健康状態など）もご記入ください。
 - * 各クラス一日の遊びの様子を「クラス連絡表」に記入しています。降園時にご確認ください。行事の際の持ち物や、登園時間などもお知らせしていますので必ず目を通して下さい。
 - * 住所、職場や勤務の状況、携帯番号などが変わられたときには、お知らせください。緊急時に必ず連絡がつくようにご協力をお願いいたします。
 - * 家からおもちゃ、絵本、食べ物は持ってこないようにしてください。
 - * 3.4.5歳児のリュックサックには、危険防止のため、保育園指定のキーホルダー以外のものはつけないようにしてください。
 - * 髪の毛のゴムは飾りのないシンプルなものをお使いください。（シリコンゴムも不可）
 - * 持ち物にはすべて名前を書いてください。（紙おむつや靴下にもお願いします）
 - * 活動しやすく、汚れても構わないサイズの合った衣服をご用意ください。
 - * スカート付きズボンやお尻が隠れるような丈の長い服（上衣）は活動中に引っかかったり破れたり怪我につながる可能性があるためお控えください。
 - * 履きなれた動きやすい運動靴で登園してください。（クロックス・サンダル・ブーツは不可）
 - * 長靴を履いて登園する日は、天候が回復した時に園庭で遊ぶための運動靴も必ずご持参ください。
 - * 毎週末、布団カバーとシーツ（レンタルをご利用の方以外）、カラー帽子はお持ちかえりいただき、洗濯をお願いします。
 - * 2.3.4歳児クラスは週に一度（レンタルをご利用の方以外）お天気が良ければ、朝、布団干しにご協力をお願いします。取り入れは保育士がいたします。

月曜日：2歳児クラス（ぺんぎん組）

火曜日：3歳児クラス（らっこ組）

水曜日：4歳児クラス（ひつじ組）

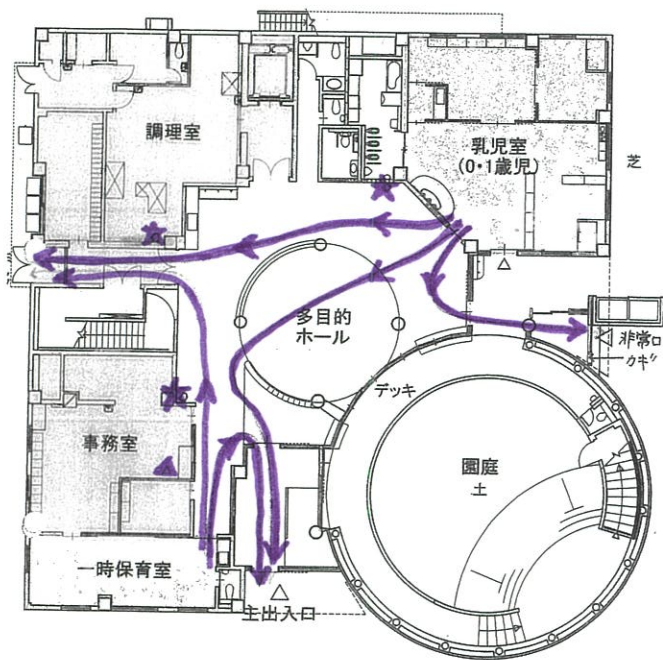
レンタルの布団は業者が毎週金曜日にシーツ交換、消毒を行っています。

- * 武庫川女子大学附属保育園のホームページで保育の様子など掲載しています。



避難誘導経路

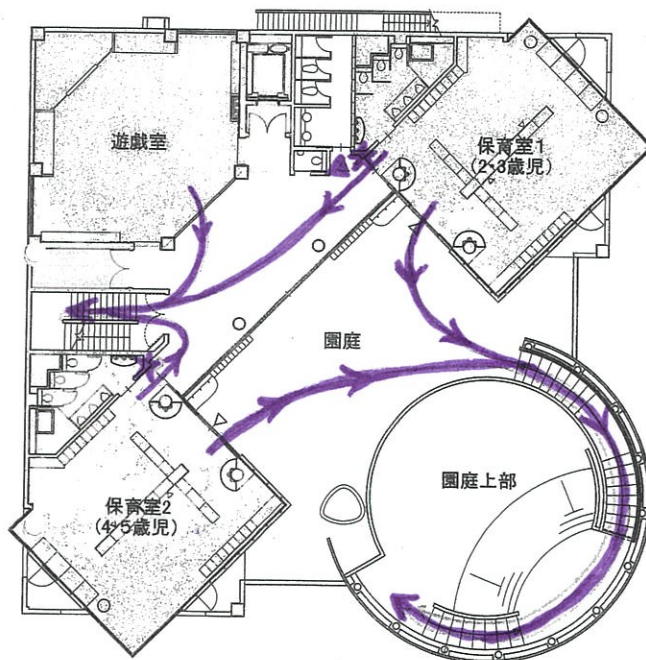
避難経路 1階



1階面積 546.94㎡
165.45坪

★消火器
▲火警ホッパイン

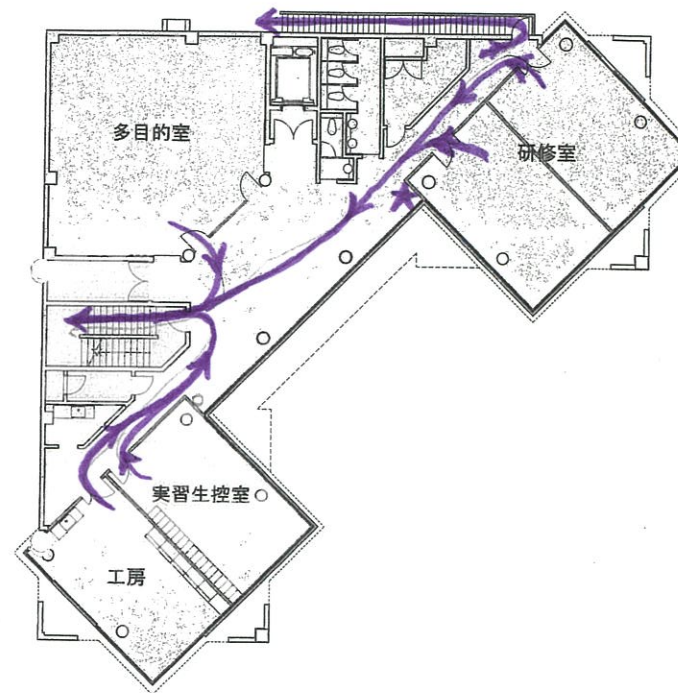
避難経路 2階



2階面積 432.59㎡
130.86坪

★消火器
▲火警ホッパイン

避難経路 3階



3階面積 414.95㎡
125.52坪

★消火器